

お家の耐震診断を 受けてみませんか！

市では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

この機会に、県に登録している専門家による木造住宅の耐震診断を受け、ご自宅の耐震性を確認しましょう。



■対象となる住宅

次の①～③の要件をすべて満たすもの。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗、事務所など住宅以外の用途を兼ねる住宅では住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）
- ②次の工法以外の木造であること。

- ・ 伝統構法（戦前に建てられた日本古来の工法など）
- ・ 枠組み壁工法（ツーバイフォー工法など）
- ・ 丸太組工法（ログハウス）

- ・ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法
- ③2階建て以下で、延べ面積が500平方メートル以下のもの

■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内。ただし2万円を限度とします。

■対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」

■申込方法

申込みの前に、市庁舎および各総合支所の建築担当課窓口で事前相談を受けてください。

相談には、住宅の建築年度や構造がわかる資料（建築物の登記簿、建築確認通知書の写し等）をご持参ください。申請の際に必要になります。

■受付期間等

9月1日から10月31日まで（先着順）
平成17年度は40戸を実施予定です。

■ご注意

市では、耐震診断や改修に關しての訪問や電話による勧誘は一切行っておりません。悪質業者による耐震診断、耐震改修工事のトラブルには十分気をつけてください。

■問合せ

市庁舎別館建築住宅課建築指導係 TEL0897-56-5151（内線2753）
東予総合支所都市整備課建築住宅係 TEL0898-64-2700（内線231）
丹原総合支所建設課都市計画係 TEL0898-68-7300（内線220）
小松総合支所建設課都市計画係 TEL0898-72-2111（内線337）

台風災害による流木を ご自由に持ち帰り、ご活用ください（第2弾）



市では、平成16年に発生した台風災害による流木を、9月から喜多川（四国電力西条発電所北側）で配布いたします。西ひうちで配布していました流木は、8月31日で終了いたしました。

昨年の台風災害を風化させないため、皆さんに流木を自由に持ち帰っていただき、活用していただきたいと思います。

流木の一定量は、あらかじめ1m～2mに切断しています。長さにご希望がある方は、市役所の災害復旧対策室へご相談ください。

流木の予約・置き置きなどの対応はできません。必要な流木については、その都度お持ち帰りください。

■取扱期間 9月1日～10月31日 10時～18時

■流木配布に関する問合せ

市庁舎別館 災害復旧対策室
TEL0897-52-1267(直通)

